



# 島根県報

平成17年12月 2 日 ( 金 )  
号外 第 113 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

監査公表

定期監査の結果の公表

## 監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年12月 2 日

島根県監査委員	藤 山	勉
同	絲 原	徳 康
同	生 田	洋 一
同	谷 本	敏

平成16年度会計に係る定期監査の結果に関する報告

一般会計及び特別会計

第 1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成16年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第 4 項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については事業規模及び執行体制等を考慮して決定した。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	78	78
地 方 機 関	159	73
計	237	151

4 監査実施期日

本 庁 等 平成17年 7 月19日から10月18日まで

地方機関 平成17年 5 月26日から 7 月28日まで

第 2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあつた。各部(局)の公表・指摘事項の内容等については第 2 の 2 に、また、指示、注意事項の主なもの内容等については第 2 の 3 に記載のとおりである。

(単位：件)

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	その他	合 計
公表・指摘	0	15	7	10	0	9	1	42
指 示	0	152	123	247	0	62	2	586
注 意	0	0	2	8	0	116	0	126
合 計	0	167	132	265	0	187	3	754

公表・指摘事項については、該当する機関に対し文書により通知するとともに、県報掲載により公表する。

また、指示、注意事項については、該当する機関に対し文書により通知する。

なお、上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」11項目については、該当機関あてに通知する。

その他改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し口頭により注意した。

また、重点監査項目として「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金」について監査を行った結果及び運営の合理化に資するための意見は第 2 の 4 に記載のとおりである。

是正、改善を要する事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

また、運営の合理化に関する事項の該当機関にあつては、これの措置について検討されたい。

2 公表・指摘事項

(1) 政策企画局

指摘する事項はなかった。

(2) 総務部

収入の調定事務が適当でないもの

島根県原子力防災センターの一室を経済産業省原子力保安検査官事務所として経済産業省に行政財産目的外使用許可を行っているが、消費税及び地方消費税を積算しないで使用料が算定されていた。(消防防災課)

支払事務が適当でないもの

地方職員共済組合から借り受けしている地方職員共済組合投資不動産施設(県職員宿舍)の賃借料について、納期限後に支払ったために遅延利息が発生していた。(管財課)

契約方法が適当でないもの

特許出願に係る弁理士への業務の委任等について、会計規則第66条の2(現行第66条の3)の規定により予定価格調書の作成が省略できないにもかかわらず、作成されていなかった。(総務課)

契約事務が適当でないもの

島根イン青山の給水・湯管腐食取替工事について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていなかった。(職員課)

(3) 地域振興部

収入の調定事務が適当でないもの

ア しまね海洋館の自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用許可に際して使用料の算定が誤っていた。(地域政策課)

イ 西郷港旅客上屋水道料負担金及び港湾使用料(3件)の算定が誤っていた。

また、電柱敷地の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定が誤っていた。(隠岐支庁土木建築局)

支払事務が適当でないもの

非常勤嘱託員の報酬(通勤手当相当分)が過払いされていたもの、また、建設技術講習会における現場研修料に昼食代が含まれ過払いされていたものがあつた。(隠岐支庁土木建築局)

契約事務が適当でないもの

X線直接装置の廃棄処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定により契約書の省略ができないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬、処分業務委託契約書が締結されていなかった。(隠岐保健所)

物品の廃棄の処理が適当でないもの

住民基本台帳ネットワーク機器について、不用品決定がされないままに、売却及び譲与されていた。(市町村課)

(4) 環境生活部

収入の調定事務が適当でないもの

ア 男女共同参画センターの行政財産目的外使用許可に係る経費負担金(下水道料)が徴収されていなかった。(環境生活総務課)

イ 三瓶小豆原理没林公園の自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用許可に際して使用料の算定が誤っていた。(自然環境課)

履行の検査が適当でないもの

ア しまね国際センターの管理運営委託業務について、完了検査がされていなかった。(文化国際課)

イ 益田合同庁舎一般環境大気局自動計測装置等の購入について、検査がされていなかった。(環境政策課)

(5) 健康福祉部

収入の調定事務が適当でないもの

県が養護学校等保護者会へ交付するハッピーアフタースクール事業費補助金について、徴収する法令、契約等の根拠がないにもかかわらず、補助金の1/2に相当する額を該当市町村から徴収していた。(障害者福祉課)

## (6) 農林水産部

財産の取得の処理が適当でないもの

元金城牧場元谷団地について、県は、農地保有合理化法により敷地借受ができず、建物を取得しても有効活用ができないにもかかわらず、所有者（島根県畜産開発事業団）から建物の譲与を受けていた。（農畜産振興課）

## (7) 商工労働部

契約事務が適当でないもの

ア テキサス州訪問に係る現地移動の車借り上げについて、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていない。（産業振興課）

イ 再就職支援キャリアカウンセリング事業の広告請負について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていない。（労働政策課）

財産の使用許可が適当でないもの

中国運輸局島根運輸支局に対する施設の行政財産目的外使用許可（一時使用許可）に際して、使用料が免除されていたが、地方財政法第24条及び地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定による手続がされていなかった。（出雲高等技術校）

## (8) 土木部

収入の調定事務が適当でないもの

ア 行政財産目的外使用許可（継続分）に係る収入調定については、平成11年度以降の監査で、年度当初に行うよう指示したにもかかわらず、平成16年度も大幅に遅延してされていた。（建築住宅課）

イ 電柱敷地の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定が誤っていた。（川本土木建築事務所）

ウ 仮設駐車場の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定が誤っていた。（宍道湖流域下水道管理事務所）

物品の廃棄の処理が適当でないもの

椅子外2件について、不用品決定がされないままに、廃棄されていた。（都市計画課）

現金の管理が適当でないもの

建設工事紛争審査会が紛争手続に要する費用として紛争当事者に納めさせている予納金について、歳入歳出外現金として扱われるべきであるにもかかわらず、専用の口座を設けて処理されていた。（土木総務課）

## (9) 出納局

指摘する事項はなかった。

## (10) 企業局

指摘する事項はなかった。

## (11) 議会事務局

指摘する事項はなかった。

## (12) 教育委員会

収入の調定事務が適当でないもの

ア 公衆電話機の設置に係る行政財産目的外使用許可に際して経費負担金（電気料）が徴収されていない。（邇摩高等学校）

イ 空調設備の設置に係る行政財産目的外使用許可に際して経費負担金（電気料）が徴収されていない。（隠岐島前高等学校）

ウ 校庭の行政財産目的外使用許可（一時使用）に係る経費負担金（水道料金）の算定が誤っていた。（安来高等学校）

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

ア 債権管理簿に記載すべき債権（高等学校授業料の過年度未収金）があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていない。（松江商業高等学校、横田高等学校）

イ 債権管理簿に記載すべき債権（ALT住宅借受契約に係る敷金）があるにもかかわらず、債権管理簿が作成

されていなかった。(大社高等学校)

予算の執行が適当でないもの

ア 警備員報酬及び非常勤講師報酬の支出に係る執行向がなかった。(安来高等学校、出雲高等学校)

イ 学校敷地内雑草伐採作業賃金の支出に係る執行向がなかった。(邑智高等学校)

ウ 郵券の購入について、前回監査で是正を指示したにもかかわらず、年度末に集中して購入されていた。(大社高等学校)

補助金等交付事務が適当でないもの

県単独補助金である放送大学学校図書館司書教諭講習受講者補助金について、補助金交付要綱が作成されていなかった。(松江教育事務所)

契約方法が適当でないもの

複写機の利用契約について、見積単価に予定使用枚数を乗じた総額が予定価格(執行予定額)を超えていたにもかかわらず、契約が締結されていた。(浜田ろう学校)

契約事務が適当でないもの

特別産業廃棄物アルカリ有害水銀等処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定により契約書の省略ができないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬、処分業務委託契約書が締結されていなかった。(邑智高等学校)

履行の検査が適当でないもの

自家用電気工作物保安管理委託業務について、完了検査がされていなかった。(教育施設課)

財産の使用許可が適当でないもの

ア 島根県文化財愛護協会の職員の執務場所に係る行政財産目的外使用許可がされていなかった。(文化財課)

イ 行政財産目的外使用許可がないままに、「松風会館」(財団法人所有)が建設されていた。(邇摩高等学校)

物品の廃棄の処理が適当でないもの

テレビ、テープレコーダー等について、不用品決定がされないままに、廃棄されていた。(安来高等学校、江津高等学校)

(13) 公安委員会

財産の貸付の手続が適当でないもの

国土交通省中国地方整備局松江国道事務所に対し、元安来警察署庁舎敷地をバス待合室兼駐輪場施設用地としての普通財産の貸付に際して、使用料が免除されていたが、地方財政法第24条及び地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定による手続がされていなかった。(警察本部)

(14) 人事委員会

指摘する事項はなかった。

(15) 監査委員

指摘する事項はなかった。

(16) 労働委員会

指摘する事項はなかった。

3 指示、注意事項の主なもの

(1) 収入事務

調定事務

使用料、納付金等の収入について、収入を調定する時期が遅延したものがあつた。

収納事務

使用料、負担金等の収入について、納入期限を過ぎて収入されたものが多数あつた。

債権確保の措置

ア 未収金について、債権管理簿に督促等の状況が記載されていないものがあつた。

イ 督促等の時効中断の措置がとられていないものがあつた。

(2) 支出事務

執行伺

ア 報償金の執行伺で、単価の根拠が不明確なものがあつた。

イ 契約の執行伺で、契約期間、執行予定額の積算根拠、契約方法など必要事項が記載されていないものがあつた。

ウ 年度途中で支出額が当初の執行予定額を超えていたにもかかわらず、執行予定額が変更されていないものがあつた。

支出負担行為

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延したものが多数あつた。

補助金事務

補助金交付要綱で、概算払の規定がないにもかかわらず概算払がされていたもの、あるいは補助事業の完了後、所定の日までに提出すべき補助事業者からの実績報告書の提出が遅れていたものがあつた。

(3) 契約事務

入札手続

競争入札に際して、入札執行者が代理者に入札執行させる手続がされていないものがあつた。

予定価格の設定

業務委託、備品購入等の執行伺で、予定価格の積算の根拠が不明確なものが多数あつた。

機種選定手続

備品購入、機器借り上げ、複写機利用等の執行伺で、機種選定理由が不明確なものがあつた。

見積書

業務委託契約、賃貸借契約等で、必要な見積書や合見積書が徴されていないものがあつた。

契約書

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項（履行遅滞、損害賠償、契約の解除、再委託の禁止等）が欠落しているものや、記載していた内容（遅延賠償金の利率等）が誤っているものが多数あつた。

履行検査

委託業務、備品の購入等の履行検査で、検査員の指定手続がされていないものがあつた。

(4) 財産管理事務

1) 公有財産管理事務

公有財産台帳等

行政財産目的外使用許可及び借受財産について、台帳が作成されていなかったり、整理が行われていないものがあつた。

行政財産の使用許可手続

行政財産目的外使用許可について、使用料免除の手続が適当でないものがあつた。

2) 物品管理事務

物品引継書

物品管理者又は物品取扱主任の異動に伴う物品引継書が作成されていないものがあつた。

物品整理票

重要物品整理票等について、使用開始年月日、使用場所等が記載されていないものや使用責任者の異動に伴う変更がされていないものがあつた。

## 使用責任者の指定

1人の職員が専ら使用する備品等について、物品整理票にその使用責任者が指定されていないものが多数あった。

## 4 重点監査事項

団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金について

## (1) 監査の目的

平成16年度に県の全機関（中央病院、湖陵病院を除く。）が支出した『団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（以下「会費」という。）』について監査を実施し、その結果を基に団体等への加入の必要性及び負担額の妥当性等について問題点の指摘及び改善意見をまとめ、県財政の健全化に資することを目的とした。

## (2) 監査対象とする会費

地方公共団体等により構成された各種団体等の経費に充てるため、県が支出した会費とした。

## (3) 監査の方法

平成16年度会計定期監査実施機関については実地監査、その他の機関については書面監査により実施した。

## (4) 監査の結果

団体等への加入及び負担額についてはおおむね適正と認められた。

## (5) 監査の概要

平成16年度に県の機関が支出した会費の状況は下表のとおりであった。

## 会 費 の 支 出 状 況

機 関 区 分 等	機 関 数	会費等の件数	支出金額（円）
知 事 部 局	本庁機関 53	203	79,409,350
	地方機関 68	401	11,303,638
	計 121	604	90,712,988
出 納 局	1	1	130,000
議 会 事 務 局	1	13	7,003,000
教 育 委 員 会	本庁機関 9	16	1,835,900
	地方機関 55	634	5,360,515
	計 64	650	7,196,415
公 安 委 員 会	本庁機関 1	12	729,600
	地方機関 11	15	187,000
	計 12	27	916,600
人 事 委 員 会 事 務 局	1	2	181,000
監 査 委 員 事 務 局	1	2	145,000
労 働 委 員 会 事 務 局	1	1	30,000
合 計	202	1,300	106,315,003

（注）平成16年度中に脱会、解散した団体等に係る会費を除いた。

各部局が団体等へ加入した理由の主なものは、次のとおりであった。

- ・行政の効率的な推進を図るために、団体等を通じて必要な調査、研修、情報収集等を積極的に行う。
- ・県の重点施策の実現のために、関係団体と協調連携し、国等関係機関へ要望活動を行う。
- ・県と関係団体等が連携し、重点施策・事業の推進を図る。

各部局において団体等への継続加入を見直した結果、平成17年度中に脱会したものと及び脱会を予定しているものは次のとおりであった。

- ・全国公立学校建築技術協議会 会費 15千円（営繕課）

- ・全国市場食品衛生検査所協議会 会費 30千円(薬事衛生課)
- ・全国肥飼料検査協議会 会費 10千円(農畜産振興課)
- ・島根労働基準協会松江支部 会費 22.7千円(松江土木建築事務所)

また、平成17年度からの会費の削減を検討中のものもあった。

各部局が加入している団体等で、平成17年度中に解散したもの及び解散を予定しているものは次のとおりであった。

- ・農村地域工業導入促進センター 会費 200千円(企業立地課)
- ・県友会 会費 3千円(東京事務所)

#### (6) 運営の合理化に資するための意見

運営の合理化に資するための意見は以下のとおりであり、今後の運営に当たり留意をお願いするとともに改善措置について検討されたい。

団体等への加入及び負担額の見直しについて

団体等の中には団体等の活動内容が次第に形式的になったもの、会費に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたもの等、総じて現状のまま負担を継続することの必要性が希薄になっているものもある。

については、厳しい財政状況の中、会費を支出している部局にあっては、次の視点を踏まえて団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、社会状況の変化に即応して不断の見直しに努められたい。

ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。

イ 会費の支出額に見合う反対給付の内容は十分か。

ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。

エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。

オ 同一団体に県の複数の機関(部局)が加入しているが、加入機関(部局)の統合化(一本化)を図るべきものはないか。

カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。

キ 支出科目が不適当なものはないか。

見直しを求める会費について

今回監査対象となった1,300件に及ぶ会費の中から、本庁機関を中心に個別ヒアリング等を行った結果、次の各団体等に係る会費については、改善の必要性が認められたので早急に見直しを検討されたい。

ア 脱会を検討されたいもの

団体等の中には、必要な情報収集が当該団体以外からでも可能となるなど、現在では、県が加入を続ける業務遂行上の必要性が乏しくなっていると見受けられるものがあつたので、脱会を検討されたい。

- ・島根県安全運転管理者協会 会費 8千円(議会事務局、関係地方機関)
- ・中国地区看護教育協議会 会費 10千円(医療対策課)
- ・国際食糧農業協会 会費 100千円(農畜産振興課)
- ・地域新事業創出促進連絡協議会 会費 50千円(産業振興課)
- ・財21世紀職業財団 会費 50千円(労働政策課)

イ 団体等への加入継続の必要性、妥当性について検討されたいもの

各部局の地方機関等の中には、積極的な理由がないままに団体等へ加入継続していると認められるものがあるので、改めて団体等への加入継続の必要性、妥当性について、検討されたい。

- ・各地区交通安全運転協会 会費 2.5千円~10.4千円(関係部局)
- ・地区安全協会車両会 会費 15千円(関係県立学校)
- ・財島根県社会保険協会 会費 4.2千円(関係部局)

ウ 会費の削減を検討されたいもの

団体等の中には多額の繰越金等があつたり、一層の事務局経費の節減や効率効果的な事業活動の推進が求め

られるものがあり、こうした要素を見直した上で、会費の削減を検討されたい。

- ・全国知事会 会費 9,094千円 (政策企画監室)
- ・全国畜産課長会 会費 25千円 (農畜産振興課)
- ・日本下水道協会 会費 590千円 (下水道推進課)
- ・全国都道府県議会議長会 会費 5,928千円 (議会事務局)
- ・全国労働委員会連絡協議会 会費 30千円 (労働委員会事務局)

#### エ 組織のあり方や加入団体の選択を検討されたいもの

各団体等の中で、事業目的や活動内容が類似しているものや全国組織と各個別組織があるものについて、組織のあり方や加入団体の選択を検討されたい。

- ・新国土形成研究会 会費 200千円 (高速道路推進課)

新国土形成研究会は、全都道府県が加入している全国高速道路建設協議会と事業目的や活動内容が類似しているので、その組織のあり方を検討されたい。

- ・全国高等学校長協会等 会費総額 2,213千円 (高校教育課、各県立学校)

各県立学校は、校長会 (24団体)、教頭会 (11団体) 及び事務長会 (3団体) と称する全国組織や中四国ブロック組織の38団体のうち、それぞれの該当する団体に加入し、会費を負担している。

例えば、盲学校においては、校長が5団体の校長会 (全国高等学校長協会、同特殊部会、全国特殊学校長協会、全国盲学校長会及び中四国盲学校長会) に、教頭が3団体の教頭会 (全国高等学校教頭会、全国盲学校教頭会及び中四国盲学校教頭会) に、また事務長が3団体の事務長会 (全国公立高等学校事務長会、全国特殊教育諸学校事務長会及び中国四国地区特殊教育諸学校事務長会) に、それぞれ加入するなど全体で11団体の会費を負担している。

各県立学校の校長、教頭及び事務長が加入している団体については、事業目的や活動内容が類似していることから、重複して加入する必要性、妥当性の検討を行い、厳に必要な団体を選択し会費の削減を図られたい。

#### オ 支出科目の見直しを検討されたいもの

個人加入の各学会会費について、公益上の必要性が認められる場合には、補助金としての支出を検討されたい。

- ・個人加入の各学会会費 会費 数千円～数万円 (関係部局)

### 第3 監査の実施状況

監査実施機関及び実施期日

別紙(1)、(2)のとおり

別紙(1)

平成16年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)

(一般会計及び特別会計)

区分	監査実施機関	監査実施期日	区分	監査実施機関	監査実施期日	
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成17年10月18日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成17年9月15日	
	秘書課	平成17年8月17日		観光振興課	平成17年10月18日	
	広聴広報課	平成17年8月23日		しまねブランド推進課	平成17年9月8日	
	統計調査課	平成17年8月23日		産業振興課	平成17年9月8日	
総務部 (8)	総務課	平成17年9月7日		企業立地課	平成17年9月15日	
	人事課	平成17年10月18日		経営支援課	平成17年9月15日	
	職員課	平成17年9月6日		労働政策課	平成17年9月8日	
	財政課	平成17年10月18日		土木部 (13)	土木総務課	平成17年9月8日
	税務課	平成17年8月25日			技術管理課	平成17年9月7日
	管財課	平成17年8月25日			用地対策課	平成17年8月25日
	営繕課	平成17年9月5日			道路維持課	平成17年9月7日
	消防防災課	平成17年9月7日			道路建設課	平成17年8月24日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成17年8月17日			高速道路推進課	平成17年8月25日
	市町村課	平成17年8月10日	河川課		平成17年8月23日	
	情報政策課	平成17年8月9日	斐伊川神戸川対策課		平成17年8月25日	
	交通対策課	平成17年8月9日	港湾空港課		平成17年9月6日	
	土地資源対策課	平成17年8月10日	砂防課		平成17年9月6日	
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成17年9月14日	都市計画課		平成17年8月23日	
	人権同和対策課	平成17年8月18日	下水道推進課		平成17年9月5日	
	文化国際課	平成17年9月14日	建築住宅課		平成17年9月8日	
	自然環境課	平成17年9月7日	出納局	平成17年9月15日		
	環境政策課	平成17年9月14日	企業局	平成17年7月19日		
健康福祉部 (8)	廃棄物対策課	平成17年9月15日	議会事務局	平成17年9月14日		
	健康福祉部 (8)	健康福祉総務課	平成17年8月18日	教育委員会 (11)	総務課	平成17年8月24日
		地域福祉課	平成17年8月18日		教育施設課	平成17年8月9日
		医療対策課	平成17年8月9日		高校教育課	平成17年8月24日
		健康推進課	平成17年8月10日		全国高校総合文化祭推進室	平成17年8月24日
		高齢者福祉課	平成17年8月17日		義務教育課	平成17年8月9日
		青少年家庭課	平成17年8月10日		保健体育課	平成17年8月17日
		障害者福祉課	平成17年8月17日		生涯学習課	平成17年8月17日
薬事衛生課		平成17年8月18日	人権同和教育課		平成17年8月18日	
農林水産部 (9)	農林水産総務課	平成17年9月8日	文化財課		平成17年8月18日	
	農業経営課	平成17年8月24日	古代文化センター		平成17年8月18日	
	農畜産振興課	平成17年8月24日	福利課		平成17年8月9日	
	農村整備課	平成17年8月24日	公安委員会	警察本部	平成17年9月15日	
	農地整備課	平成17年8月25日	人事委員会事務局	平成17年9月14日		
	林業課	平成17年9月5日	監査委員事務局	平成17年9月5日		
	森林整備課	平成17年9月7日	労働委員会事務局	平成17年9月14日		
	水産課	平成17年10月18日				
漁港漁場整備課	平成17年9月6日	合計	78機関			

(注) 1 平成17年度の所属部局等及び機関名より記載した。

2 しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

別紙(2)

平成16年度会計監査実施機関及び実施期日(地方機関)

(一般会計及び特別会計)

区分	監査実施機関	監査実施期日	区分	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (2)	島根女子短期大学	平成17年6月1日	教育委員会 (29)	松江教育事務所	平成17年5月26日
	自治研修所	平成17年6月14日		出雲教育事務所	平成17年7月26日
地域振興部 (8)	隠岐支庁隠岐福祉事務所	平成17年7月13日		松江教育センター	平成17年6月2日
	隠岐支庁隠岐保健所	平成17年7月13日		浜田教育センター	平成17年6月7日
	隠岐支庁水産局	平成17年7月14日		県立博物館	平成17年6月2日
	隠岐支庁土木建築局	平成17年7月13日		安来高等学校	平成17年7月21日
	松江総務事務所	平成17年5月26日		情報科学高等学校	平成17年7月21日
	木次総務事務所	平成17年6月1日		松江南高等学校	平成17年5月31日
	出雲総務事務所	平成17年6月14日		松江東高等学校	平成17年5月31日
	浜田総務事務所	平成17年6月8日		松江商業高等学校	平成17年5月31日
	健康福祉部 (8)	東部福祉事務所		平成17年6月7日	松江農林高等学校
松江保健所		平成17年5月31日		横田高等学校	平成17年7月26日
出雲保健所		平成17年6月2日		三刀屋高等学校	平成17年6月1日
益田保健所		平成17年7月26日		出雲高等学校	平成17年7月21日
中央児童相談所		平成17年5月26日		出雲農林高等学校	平成17年7月21日
浜田児童相談所		平成17年6月9日		大社高等学校	平成17年6月14日
女性相談センター		平成17年6月16日		邇摩高等学校	平成17年6月17日
さざなみ学園		平成17年7月21日		川本高等学校	平成17年6月8日
農林水産部 (10)	木次農林振興センター	平成17年7月27日		邑智高等学校	平成17年6月7日
	川本農林振興センター	平成17年6月8日		江津高等学校	平成17年7月28日
	同大田耕地事務所	平成17年6月16日		浜田商業高等学校	平成17年6月8日
	同農業普及部大田支所	平成17年6月8日		益田高等学校	平成17年7月27日
	益田農林振興センター	平成17年7月26日		益田工業高等学校	平成17年7月27日
	同家畜衛生部 (益田家保)	平成17年7月26日		隠岐島前高等学校	平成17年7月14日
	農業技術センター	平成17年6月2日		盲学校	平成17年5月31日
	農業大学校	平成17年6月16日		浜田ろう学校	平成17年6月9日
	種畜センター	平成17年6月1日		松江養護学校	平成17年6月1日
	松江水産事務所	平成17年5月26日		石見養護学校	平成17年7月27日
	商工労働部 (5)	広島事務所		平成17年6月13日	公安委員会 (4)
産業技術センター		平成17年6月2日	大田警察署	平成17年6月17日	
松江高等技術校		平成17年5月26日	浜田警察署	平成17年6月7日	
出雲高等技術校		平成17年7月26日	隠岐の島警察署	平成17年7月13日	
浜田高等技術校		平成17年6月8日			
土木部 (7)	松江土木建築事務所	平成17年6月1日			
	木次土木建築事務所	平成17年6月16日			
	川本土木建築事務所	平成17年7月28日			
	浜田土木建築事務所	平成17年6月8日			
	浜田河川総合開発事務所	平成17年6月7日			
	出雲空港管理事務所	平成17年6月2日			
	宍道湖流域下水道 管理事務所	平成17年5月26日			
		合 計	73機関		

(注) 1 平成17年度の所属部局等及び機関名より記載した。

企 業 会 計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成16年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象5機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関及び実施期日

監査実施機関	監査実施期日
中 央 病 院	平成17年7月12日
湖 陵 病 院	平成17年7月12日
企 業 局 本 局	平成17年7月19日
企 業 局 東 部 事 務 所	平成17年7月19日
企 業 局 西 部 事 務 所	平成17年7月20日

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあつた。公営企業の公表・指摘事項の内容等については2に、また、指示事項の主なもの内容等については3に記載のとおりである。

(単位：件)

区 分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	その他	合 計
公表・指摘	1	0	1	0	1	3
指 示	3	4	7	1	0	15
注 意	0	3	0	4	0	7
合 計	4	7	8	5	1	25

公表・指摘事項については、該当する機関に対し文書により通知するとともに、県報登載により公表する。

また、指示、注意事項については、該当する機関に対し文書により通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、口頭により注意した。

是正、改善を要する事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

2 公表・指摘事項

(1) 中央病院

指摘する事項はなかつた。

(2) 湖陵病院

指摘する事項はなかつた。

(3) 企業局本局

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

債権管理簿に記載すべき債権（工業用水の未収金）があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。

契約方法が適当でないもの

物品購入契約等について、会計規則第66条の2（現行第66条の3）の規定により予定価格調書の作成が省略できないにもかかわらず、作成されていないものが2件あった。

権限の行使が適当でないもの

南庁舎事務室及び駐車場の使用料の支出について、島根県企業局事務処理規程第10条の規定により課長が決裁すべきところをグループリーダーが決裁していた。

(4) 企業局東部事務所

指摘する事項はなかった。

(5) 企業局西部事務所

指摘する事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入事務

医業未収金（個人負担分）について、債権確保のための督促等の時効中断の措置がとられていないものがあった。

水道料等について、納入期限までに納付されていないものが多数あった。

(2) 支出事務

10万円以上の医療機器等の支払科目について、「器械備品」とすべきところ誤って「医療消耗備品」とされていたものがあった。

交際費の精算時期が適当でないものがあった。

備用品費の支払いの中で、請求書に押印のないものがあった。

(3) 契約事務

医薬品の購入契約及び河川情報提供契約等で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約としたものについて、随意契約理由が記載されていないものや不明確なものがあった。

インターネット接続会社との利用契約において、合見積書を徴する必要があるにもかかわらず徴していなかった。

複写機利用契約について、機種選定理由が不明確なものがあった。

次亜塩素酸ナトリウム生成用の塩購入等の契約について、予定価格の積算根拠が不明確なものがあった。

(4) 財産管理事務

江島工業団地及び江津拠点工業団地の敷地の一部を他の地方公共団体等へ無償で賃貸していたが、その手続が適当でないものがあった。

組織及び運営の合理化に資するための意見書  
(平成16年度会計定期監査結果報告添付意見)

本年度の意見

一般会計及び特別会計

- 1 国庫補助金等の速やかな受入について
- 2 税外収入の未収金対策の推進について
- 3 行政財産の目的外使用料の減免措置について
- 4 旅費について
- 5 委託契約における一者随意契約のあり方について
- 6 地球温暖化対策に係る市町村への支援について
- 7 県立学校後期再編成計画の進め方について
- 8 P T A が設置した県立学校の施設設備のあり方について
- 9 物品の譲渡及び貸付に係る取扱規程の整備について

企業会計

- 1 病院事業の運営について
  - (1) 中央病院
  - (2) 湖陵病院
  - (3) 病院全事業
- 2 電気事業の運営について
- 3 工業用水道事業の運営について
- 4 水道事業の運営について
- 5 宅地造成事業の運営について
- 6 企業局全事業

昨年度の意見

長引く景気の低迷による県税の減少や、国の地方財政対策による大幅な地方交付税の削減などにより県財政は危機的な状況が続いている。

県におかれては、昨年10月に策定された「中期財政改革基本方針」に沿った取組みを推進されているところである。

今後とも、自立的で持続可能な県政運営の実現を目指して、組織のスリム化、定員削減など内なる改革の徹底、真に県民の福祉向上に資する施策の取捨選択、行政サービスの民間委託やNPO・ボランティアとの協働等民間活力の活用など、行財政改革を強力に推進する必要がある。

この意見書は、監査の途上において気づいた組織及び運営の合理化に資する意見を述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意をお願いするとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度述べた意見に対する措置状況について、「評価できるもの」、「成果を見守るもの」、「今後改善が必要なもの」の3分類に整理して、末尾に掲げたので、これに留意の上、引き続き改善に努められたい。

## 本年度の意見

### 一般会計及び特別会計

#### 1 国庫補助金等の速やかな受入について（各部主管課）

国から受け入れている補助金、負担金、委託金等については、国の要領等により事業執行状況に応じて概算払請求ができるにもかかわらず、年度末に一括して請求している事例が多く見受けられた。

国庫補助金等については、県の財政状況に鑑み、可能な限り速やかな収納に努められたい。

#### 2 税外収入の未収金対策の推進について（各部主管課、出納局）

県税以外のいわゆる税外収入（分担金及び負担金、使用料及び手数料等）については、多数の機関で未収金が発生している。

債権管理マニュアル等を作成し、債務者の滞納状況に応じて法的措置も含め、計画的かつ継続的に納入を促すなど、未収金対策に積極的に取り組んでいる機関がある一方で、地方自治法や同施行令及び会計規則等で義務づけられている時効中断の効果を発揮する督促の手续すらまったく行わない等、未収金対策が不十分な機関も多数ある。

については、未収金対策が不十分な機関にあっては、債権管理マニュアルを策定し 債務者の償還能力の把握 継続的な時効の管理 法的措置も含めた債権回収手続 等を行うなど、適切な未収金対策を講じられたい。

また出納局は、会計規則第105条の8の規定に基づき各機関に対し、適切な債権管理が行われるよう、一層の調整を図られたい。

#### 3 行政財産の目的外使用料の減免措置について（管財課）

各機関における行政財産の目的外使用許可に際して、使用料の減免措置の内容に不明瞭、不適切なものが多く見受けられたことから、平成14年度の定期監査に係る重点監査項目でこの問題を取上げ、減免基準の適切かつ統一的な運用が図られるように「運営の合理化に関する事項」として意見を述べ改善を求めたところであるが、未だに的確な措置が講じられていない。

については、県民共有の財産である行政財産が、効率的かつ適正に管理・運営されるように、早急に対処するとともに、今後こうした状況が継続的に発生しないように、各機関に対する指導の徹底を図られたい。

#### 4 旅費について（人事課、出納局）

##### (1) 区域名について

旅費の算定に際し、出張先等の地域名は、「職員の旅費に関する条例の解釈及び運用方針」により、県内の場合、条例施行当時の昭和27年7月1日の市町村の存する区域名を使用することと定められている。

当時の該当区域名により、路程、最寄り駅等を指定することは、実態と相違する場合があり、現にJR利用の旅費計算の際、最寄り駅が現在の最寄り駅と異なっていた事例が生じていた。

については、県内の出張先について、現在の区域名に改められたい。

##### (2) 旅費事務の民間委託等について

現行の旅費は、原則として、標準的な実費額を基礎として計算する定額方式により支給されている。

これまでも、旅費制度は不断に見直されてきているところであるが、一層の事務処理の効率化を図るため、旅費計算、旅券・宿泊券の手配、旅費精算等の一連の事務について、民間委託を検討されるとともに、その際併せて、旅券・宿泊券等の証拠書類に基づいて旅費を支給する証拠方式の導入についても、検討されたい。

5 委託契約における一者随意契約のあり方について（各部主管課、出納局）

庁舎等の施設・設備の維持管理や情報処理システム等の委託については、継続かつ長期にわたり、特定の専門業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約（以下「一者随意契約」という。）が多数あり、次のような問題事例が多く見受けられた。

ア 契約の委託先が特定の専門業者一者しか存在しないのか、十分に確認されていないものが多数あった。

イ 予定価格の設定に際して、積算根拠が不明確なものが多数あった。

また、毎年度、予定価格と見積金額が同額のものが多い。

一者随意契約は、特段の事由のある場合に限定的に認められるものであり、継続かつ長期に一者随意契約する場合には、契約の透明性、公平性、競争性の観点から特に厳格な適用が求められる。

については、委託契約で一者随意契約をする際には、次の事項について積極的に取り組まされたい。

(1) 一者随意契約に係る取扱指針（仮称）の作成について

一者随意契約をより適切に行うために、契約する際の留意事項（契約先の選定、仕様書の作成、予定価格の積算、見積書の徴収等）について、具体的な取扱指針を作成されたい。（出納局）

(2) 一者随意契約できる具体的かつ明確な理由について

特定の業者でなければ委託することができない理由を、具体的かつ明確にされたい。

(3) 適正な予定価格の設定等について

ア 庁舎管理業務委託契約に係る予定価格の設定について

庁舎の施設設備等の管理業務委託に当たって、管財課作成の「保全業務積算の手引き」を適用できる場合には、必ず手引きに基づき積算・設計を行い適切に予定価格を設定されるように部局内を十分に指導されたい。

イ 積算基準が定められていない分野に係る予定価格の設定等について

現在、積算基準が定められていない分野に係る委託契約については、特に委託契約事例の多いものから、適宜、関係主管課・主務課において、適切な積算基準の作成に向けて積極的に取り組まされたい。

また、適切な積算基準が作成されるまでの間は、参考見積書の積極的な徴収 過去の契約実績の分析 市販等の積算資料による委託業務のうちの共通的な事項（人件費及び諸経費等）の積算等により、予定価格の透明性、客観性の確保に努められたい。（以上各部主管課）

6 地球温暖化対策に係る市町村への支援について（環境政策課）

世界各地において近年、熱波、干ばつ、洪水など、温暖化の影響と考えられる異常気象が多発し、人々の暮らしや生活基盤に大きな被害が生じている。

県においては、県内における二酸化炭素排出量の削減を図るため、2005～2010年を計画期間とする「島根県地球温暖化対策推進計画」を策定し、県民、事業者、行政の各主体が連携して「脱温暖化社会」の実現に向け取り組まれているところであり、さらに、この計画の推進と進行管理を行うことを目的として「島根県地球温暖化対策協議会」を設立されたところである。

については、この計画の確実な推進を図るためにも、県民（住民）に最も身近な市町村の役割は重要であるので、市町村の積極的な取り組みを支援されたい。

7 県立学校後期再編成計画の進め方について（高校教育課）

「県立学校後期再編成計画」（計画期間：H16～H20）の中では、今後、生徒数の減少が一段と進み、学校が一層小規模化していくため、学校規模の適正化を通じた魅力と活力ある学校づくりを行っていく観点から、学級減による対応だけでなく統合再編成を実施することとされている。

現在、この計画に基づき統合再編成や学科改編等に取り組まれているところであるが、県立学校の統合再編成に当たっては、あくまでも生徒数の動向や情報化、技術革新の進展等の教育環境の変化に対応した教育のあり方を本筋と

して、地域論に偏重することなく着実に進められたい。

8 P T A が整備した県立学校の施設設備のあり方について（教育庁総務課、教育施設課、高校教育課）

県立学校の屋外部活動に係る施設設備の整備、管理運営に当たって、県費での対応が困難なために、P T A が負担している事例が多数あった。

また、P T A が屋外部活動施設を整備する際に、学校敷地の目的外使用料を免除するだけでなく、減免規定がない経費負担（電気光熱水費）を徴収していないものが多数あった。

各学校間で、部活動施設設備の整備、管理運営の取扱いが不明瞭であるのは、部活動（屋内及び屋外）について、教育上の位置づけが不明確であることに起因していると考えられる。

については、部活動（屋内及び屋外）の教育上の位置づけを明確にした上で、次の各事項について検討されたい。

- (1) 各県立学校における P T A による部活動施設設備の整備と、その管理運営に係る費用負担の実態を調査し、確認されたい。
- (2) P T A が整備した部活動施設設備について、実態に即した管理運営のあり方を検討されたい。
- (3) P T A が整備した部活動施設設備に係る目的外使用許可については、使用料の減免基準の適切な運用と併せ、経費負担の取扱いの明確化、統一化を図られたい。

なお、各県立学校の中には、P T A が目的外使用許可により教室内にエアコンを設置し、その経費（電気代）も負担しているところがあるので、P T A が設置したエアコンの適切な管理運営のあり方を検討されたい。

9 物品の譲渡及び貸付に係る取扱規程の整備について（出納局）

物品の適正な管理及び有効活用を図るため、昨年度の定期監査における重点監査項目「物品の処分等」で、各機関において不用と判断した物品について、安易に廃棄を行わず、全庁 L A N を活用した管理換えや市町村等への売却、譲与等を積極的に検討するように求めたところである。

しかしながら各機関の中には、パソコン等の物品の更新をした際に、従前の物品を故障等もないのに廃棄しているものがある。

こうした取扱いは、物品については「財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例」の中で、譲渡、貸付等についての定めはあるものの、公有財産のように具体的な取扱い（減免基準、評価額の算定等）に係る規則、運用通達、取扱要領等の関係諸規程の定めがないことが要因のひとつと考えられる。

については、物品の適正な管理及び有効活用を図るため、早急に物品の譲渡及び貸付に係る具体的な関係諸規程の整備を図られたい。

## 企 業 会 計

## 1 病院事業の運営について(中央病院、湖陵病院)

## (1) 中央病院

## 1) 医師の人事評価制度の導入について

医師の人事評価制度の導入については、平成16年度から検討されているが、医師の公正な処遇と活力のある組織を実現するために、速やかに取り組まれない。

## 2) 増収対策について

増収対策については、引き続き紹介率のアップ、平均在院日数の短縮及び診療報酬の加算などにより取り組まれない。

## 3) 経費削減対策について

- ・統合情報システムを活用して、診療科や部門別・疾病別の原価計算の仕組みを構築し、コスト削減に努められたい。
- ・高額医療機器等の機種選定にあたっては、機器の購入費用だけでなくメンテナンス費用についても十分に比較検討されたい。
- ・経費のうち大きなウエイトを占める光熱水費等についても、引き続き節減に努められたい。

## (2) 湖陵病院

## 1) 新病院の経営計画の策定について

病院を取り巻く今後の経営環境は、新病院整備に係る起債の償還や退職給与金の増大等による支出の増加、病床数の削減による収益の減少が予想されるなど厳しい状況にあり、引き続き経費節減対策や増収対策を推進し、経営の健全化に努める必要がある。

については、数値目標やPFI方式導入の効果を活かしたより具体的な新病院の経営計画を、早急に策定されたい。

## 2) 長期在院患者の退院促進や新規入院患者の長期化の防止等について

平成16年度の入院患者の平均在院日数は前年度の251日から222日と短縮され、「(第1次)経営健全化計画」の目標を達成しているが、在院期間3年以上の入院患者の構成比は、46.4%で、依然として高い状況にある。

については、新たに設けられた総合リハビリテーション室の機能を十分に働かせながら、長期在院患者の退院促進や新規入院患者の長期化の防止に努められたい。

また、地域の精神障害者在宅支援ネットワーク等と連携し、退院後の就労、復職、復学等の支援に取り組まれない。

## 3) 新病院の職員配置計画の策定及び定数削減について

新病院の病床数は、現在よりも削減することとされており、これに伴い新たな職員配置計画が必要になってくるが、未だ策定されていない。

平成19年度の開院を控え、職員配置計画を早急に策定し、職員の定数削減を計画的に行われたい。

## 4) 経費削減対策について

経費の縮減にあたっては、長期継続契約の導入や保守委託契約等に見られる特命随意契約の見直しなどにより、可能な限り競争入札を実施するなど競争原理を働かせ、さらなる経費の節減に努められたい。

また、経費のうち大きなウエイトを占める光熱水費についても、引き続き節減に努められたい。

## (3) 病院全事業

## 1) 定員削減の取組について

本県においては、新行政システム推進計画により、定員削減等の取り組みが進められている。

病院事業にあっても、組織のスリム化を目指し業務の外部委託、事務事業の見直を進めて定員の削減に努められたい。

## 2) 個人情報の保護について

個人情報の保護については、両病院とも「個人情報保護の基本方針」を定め、個人情報を適切に管理することとしているが、この方針を徹底するよう努められたい。

### 3) 病院における待ち時間の解消について

病院における待ち時間は、完全予約制や中央病院の統合情報システムにより、短縮化に努められている。

待ち時間の解消は、患者サービスの大きな要素でもあるので、さらなる時間短縮に向けて取り組みを進められたい。

### 4) 医療費の個人負担分未収金の対策について

医療費の個人負担分未収金については、1年以上経過したものが両病院で77百万円余と多額になっている。各病院では、滞納未収金対応要綱等に基づいて回収に取り組みされているが、その成果が上がっていない。

については、未納者の個々の実態を調査し、病院全体の課題として未収金の回収に取り組みられたい。

## 2 電気事業の運営について(企業局)

### 1) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について

江津高野山風力発電所は、平成20年4月に9基、2万700kWでの営業運転開始を目指して、江津市高野山周辺において、来年度から着工される運びとなったところである。

この発電所の建設事業については、施設規模、年間予想発電電力量、事業費等に基づき、収支見通しが立てられているところである。

事業費は約54億円で、その財源は、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構(NEDO)からの補助金の外、大半は、企業債と自己資金になっている。

発電所の建設にあたっては、事業費等を精査して、より確実な収支計画を策定されたい。

### 2) 水力発電所の計画的な改良等について

運転中の水力発電所は、これまで順調に収益を上げており、事業の経営に大いに寄与してきたところである。

しかし、大半の水力発電所は、運転開始後40年~50年経過していることから、一層効率的な発電が可能となるよう、計画的に改良や大規模修繕等を行われたい。

### 3) 職員公舎跡地の活用について

浜田川発電所の浜田職員公舎用地(137.01㎡)については、平成13年3月公舎を解体撤去して以来、未利用のままであるので、用地の売却を含めてその活用方法を検討されたい。

## 3 工業用水道事業の運営について(企業局)

### 1) 飯梨川工業用水道事業の売水率向上対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は年々低下している。また、企業の節水意識が進んでいるため、今後も給水量の増加は期待できない。

従って、今後も引き続き、費用の抑制に努める一方、工業用水使用の可能性のある企業や団体の情報を広く収集して新たな需要拡大に努められたい。

また、料金体系の見直しや給水区域の範囲拡大の可能性などについても検討されたい。

### 2) 江の川工業用水道事業の売水率向上対策について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は1企業に留まっている。企業立地の関係課のみならず、他の関係機関からも広く、情報収集に努める一方、立地企業に対する補助金制度や工業用水供給の安定性など有利な条件も生かしながら、用水型企業の積極的な誘致に努められたい。

### 3) 神戸川工業用水道建設事業の事業計画の策定について

神戸川工業用水道建設事業については、供用開始を平成23年度に控え、今後専用施設の建設に着手することとなるが、その際には具体的な事業計画を策定する必要がある。

事業計画の策定に当たっては、用水の正確な需要予測が重要であるので、県・出雲市等と一体となって、早急に具体的検討に着手されたい。

### 4) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用方策について

八戸川工業用水道建設事業については、昭和51年に県営八戸ダムに23万トンの用水を確保し、昭和54年に江の川工業用水道事業として5万トン、江の川水道事業として2万7千トンの用水を利用し、それぞれの事業を開始した。

しかしながら、残りの15万3千トンの用水については、利用されることなく現在に至っている。

当該事業の資産は、平成17年3月末の決算においては、建設仮勘定として18億2,935万円余が計上されているが、事業化への具体的計画は策定されていない状況にある。

したがって、県と一体となって早急に、今後の活用方を検討されたい。

#### 4 水道事業の運営について（企業局）

##### 1) 飯梨川水道事業における施設の計画的な改良等について

飯梨川水道事業においては、老朽化した施設の更新費や国の指針等に基づく耐震化等への対応に加えて取水箇所集水埋渠工事等今後多額の投資が必要となってくる。

こうした施設整備に当たっては、給水市町と充分に連携・調整を図りながら、適正な供給単価が維持できるよう、計画的に進められたい。

##### 2) 江の川水道事業における単価抑制と需要拡大について

江の川水道事業については、市町の参画水量に対して使用水量が少ないことから、供給単価が割高となっている。このため、一般会計補助金や電気事業の借入金により、供給単価の引下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、経費節減等による支出の抑制に加え、引き続き市町と連携・協力を図りながら新たな需要拡大に取り組みられたい。また、将来の下水道普及に伴う使用水量の増加についても、把握しておく必要がある。

##### 3) 斐伊川水道建設事業における参画市町の水需要の予測等について

斐伊川水道建設事業については、平成23年度に供給開始を行うこととしているが、浄水施設については供給開始時は、21,000トンの需要に見合う施設整備にとどめ、最終的には35,400トンの需要を見込み、段階的に整備していくこととしている。

供給単価については、こうした計画に基づいて供給開始後30年間の平均単価を1トン当たり、130円～140円と試算している。

しかしながら、供給量の需要予測を行ってから年数が経過しており、合併や人口動態の変化等の状況もあるため、松江市を初めとした参画市町と将来の需要予測、単価設定の方法等について十分に協議・検討を行い、事業が円滑に推進できるよう図られたい。

#### 5 宅地造成事業の運営について（企業局）

##### 1) 各工業団地の分譲促進について

江島工業団地については、昨年10月、永年の懸案であった江島大橋が開通し、利便性が向上し、団地の価値が高まったところであるので、売却が進むものと期待される。

また、江津地域拠点工業団地については、知事部局及び地元自治体と一体となった分譲促進活動を行っているものの、企業誘致に結びついていない。

いずれの工業団地についても、知事部局及び地元自治体と連携して、売却に一層努力されたい。

##### 2) 旭拠点工業団地の矯正施設誘致に伴う財政負担について

旭拠点工業団地については、矯正施設の誘致が決定したところである。

今後、工業団地の売却に伴い、これまでの投資や今後発生するであろう負担について知事部局等と早急に協議されたい。

#### 6 企業局全事業

##### 1) 企業局経営の方針について

県財政や地方経済の厳しい状況の中、地方公営企業を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、企業局では、各事業の課題を整理し、今後の企業局経営の方針を示す「企業局経営計画」を策定することとしている。

この「企業局経営計画」は、企業局が目指すべき明確なビジョンと具体的な数値目標等により実効性のあるもの

とされたい。

2) 企業局の会計処理について

企業会計における決算の財務諸表は事業年度内の経営成績と財政状態が適正に表示される必要がある。

よって、下記の会計処理等について検討されたい。

「借入資本金」は、建設又は改良等を目的とした企業債、長期借入金のみ計上することとされているが、償還のための長期借入金が当該勘定科目に計上されている。

「建設仮勘定」は、建設中の利子、その他関連費用を計上することとされているが、合理的期間外の利子及び関連費用が計上されている。

「未成宅地」は、造成中の利子や関連経費を計上することとされているが、造成終了後も利子及び関連費用が計上されている。

一般会計からの借入の条件で、借入利率や償還方法が未定となっている契約が多数見られる。

3) 経費削減対策について

企業局経営の健全化を推進するうえで、総費用の抑制は重要な課題である。人件費の抑制については、これまで組織の統合による人員削減や、業務手当の廃止に取り組んできたところである。

引き続き、事務事業の統合化及び外部委託の推進等により職員の定数削減を積極的に進めるとともに、契約事務の見直しや光熱水費、旅費等諸経費の節減による支出の抑制に努められたい。

また、職員一人ひとりの経営感覚とコスト意識が高まるよう図られたい。

4) 福利厚生事業の見直しについて

本県の厳しい財政状況の中、知事部局の福利厚生事業については、その事業内容や負担方法を見直されたところである。

企業局においては、独自の福利厚生事業を実施しているが、その事業内容や負担のあり方について見直されたい。

5) 経営状況等の情報提供について

企業局の経営状況、各事業の内容等の情報は、正確かつ的確に提供することが必要であり、そのためホームページ等の内容を適宜更新し、最新の情報を掲載されたい。

## 昨年度の意見

## 一般会計及び特別会計に係る重点監査事項の意見

- 1 次の事項については、改善措置（一部改善を含む。）がとられたことを評価するとともに、なお一層の推進を期待したい。
  - (1) 犯罪捜査協力報償費に係る資金前途の方法の見直しについて（警察本部）
  - (2) 犯罪捜査協力報償費に係る「協力者等への謝礼のあり方」イの会食経費について（警察本部）
  - (3) 犯罪捜査協力報償費に係る激励慰労費について（警察本部）
  - (4) 犯罪捜査協力報償費に係る夜間捜査時の私物携帯電話の使用について（警察本部）
  - (5) 犯罪捜査協力報償費の執行に係る内部牽制機能の強化について（警察本部）
- 2 次の事項については、現在改善が進行中であり、その成果を見守りたい。
  - (1) 犯罪捜査協力報償費に係る夜間捜査時の補食について（警察本部）
  - (2) 物品の管理換えについて（出納局）
- 3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるものであるので、引き続き改善に努められたい。
  - (1) 犯罪捜査協力報償費に係る「協力者等への謝礼のあり方」アの品物代金の支払方法について（警察本部）
  - (2) 犯罪捜査協力報償費に係る「協力者等への謝礼のあり方」ウの現金交付基準額について（警察本部）
  - (3) 物品の売却・譲与・廃棄について（出納局）
  - (4) 物品管理事務の軽減・効率化について（出納局）

## 一般会計及び特別会計に係る組織及び運営の合理化に資する意見

- 1 次の事項については、改善措置（一部改善を含む。）がとられたことを評価するとともに、なお一層の推進を期待したい。
  - (1) 施設設備等の保守管理業務委託に係る庁舎管理業務委託の設計・積算基準の作成について（管財課）
  - (2) 児童相談所の体制整備について（青少年家庭課）
  - (3) 生産物売払収入の取扱について（地域政策課、農林水産総務課、高校教育課）
  - (4) 建設産業対策について（健康福祉総務課、農林水産総務課、商工政策課、土木総務課）
- 2 次の事項については、現在改善が進行中であり、その成果を見守りたい。
  - (1) 各種協議会等の委員などに就任している教育職員に対する謝金について（人事課）
  - (2) 施設設備等の保守管理業務委託に係る清掃業務委託設計等マニュアルの周知徹底について（管財課）
  - (3) 産業廃棄物公共関与最終処分場の整備について（廃棄物対策課）
  - (4) 島根県物産観光館の管理運営について（しまねブランド推進課）
  - (5) 九州事務所の活用について（商工政策課）
  - (6) C A L S / E C 事業について（技術管理課、出納局）
  - (7) 収入未済額の縮減について（税務課、青少年家庭課、経営支援課）
  - (8) 資金の管理・運用について（出納局）
  - (9) パソコンの単価契約について（出納局）
  - (10) 専門高校の産業教育実習設備・機器の改善について（教育施設課）
- 3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるものであるので、引き続き改善に努められたい。
  - (1) 施設設備等の保守管理業務委託に係る庁舎管理業務委託契約の競争入札参加資格の定めについて（管財課）
  - (2) 職員課・福利課の組織・業務のあり方について（人事課、職員課、教育庁総務課、福利課）
  - (3) 証紙取扱手数料の縮減について（出納局、警察本部）
  - (4) 公立高等学校の入学者選抜について（高校教育課）

## (5) 教育職員の適正配置・異動について(高校教育課、義務教育課)

## 企 業 会 計

- 1 次の事項については、改善措置(一部改善を含む。)がとられたことを評価するとともに、なお、一層の推進を期待したい。
- (1) 第1次経営健全化推進プランの見直し及びその実行について (湖陵病院)
  - (2) 第2次経営健全化計画の策定について (病院全事業)
  - (3) 病院業務従事手当等の特殊勤務手当の見直しについて (病院全事業)
  - (4) 適正な次期売電価格(平成17・18年度)の設定について (電気事業)
  - (5) 旭拠点工業団地の分譲促進活動について (宅地造成事業)
  - (6) 未処分利益剰余金の有効な活用について (宅地造成事業)
  - (7) 業務手当の見直しについて (企業局全事業)
- 2 次の事項については、現在進行中であり、その成果を見守りたい。
- (1) 診療科別コスト計算に基づく経営分析の活用について (中央病院)
  - (2) 特命随意契約の見直し等による経費の節減について (中央病院)
  - (3) PFI導入による新病院建設における受注事業者等との連携強化について (湖陵病院)
  - (4) 人件費総額の抑制について (企業局全事業)
  - (5) 内部留保金の活用について (企業局全事業)
- 3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるもので、引き続き改善を進められたい。
- (1) 医師の人事評価制度の導入について (中央病院)
  - (2) 効率的な薬剤業務運営の検討による薬剤師の適正配置について (中央病院)
  - (3) 長期在院患者の退院促進及び福祉関係機関等との連携による社会復帰対策の推進について (湖陵病院)
  - (4) 新病院の病床数を考慮した職員の新たな配置計画の策定について (湖陵病院)
  - (5) PFI導入の効果を活かした新病院の経営計画の樹立について (湖陵病院)
  - (6) 医療費の個人負担分の未収金対策について (病院全事業)
  - (7) 定員削減について (病院全事業)
  - (8) 稼働中の施設の売水率向上について (工業用水道事業)
  - (9) 的確な需要予測に基づいた公営企業としての適切な事業計画の策定及び事業の実施について(工業用水道事業)
  - (10) 施設の計画的な修繕、改良について (水道事業)
  - (11) 単価抑制と売水率向上について (水道事業)
  - (12) 関係市町村の水需要に対応した適切な事業の実施について (水道事業)
  - (13) 江島工業団地の売却促進について (宅地造成事業)
  - (14) 「企業局あり方検討委員会(仮称)」の設置について (企業局全事業)

